

## 無担保個人ローン

商品名	総合口座型カードローン
貸越限度額	○100万円
ご利用いただける方	○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは <a href="#">かわしんの営業地区</a> をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ○ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ○公的健康保険制度に加入されている方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ○個人情報照会照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方 ○安定継続した収入がある方
ご契約期間	○3年（契約終了後は3年ごとに更新いたします） ※ただし、契約更新時満70歳以上の方・当金庫が不適格と判断した方は更新いたしません。
ご融資利率	○固定金利 当金庫所定の利率を適用します。 ※ただし、金融情勢その他の事情により変更する場合があります。
利息の計算方法	○年2回3月、9月の第3日曜日の翌営業日に半期分の利息計算をし、利盛りします。
ご返済方法	○随時返済（普通預金への入金により返済となります）。 ○貸越利息は毎年3月、9月の第3日曜日の翌営業日に利盛りされます。 ※利盛りで極度超過になった場合、追加貸越はできません。 ○ATMでのお利息の返済はできません。お利息を含めた完済手続は、取扱店舗の店頭でのお手続きが必要となります。
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
保証料	○保証料 金利に含まれています。
苦情処理措置 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	○ご用意いただく書類 ・公的機関発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証等） ・健康保険証 ・年収確認書類 ○以下の場合、ご利用を制限させていただきます。 ・ご契約後に転居や転勤等により、住所、勤務先のいずれも当金庫の営業地区外となり、会員資格を喪失された場合 ・保証会社の途上審査の結果、お客様の信用状態が著しく悪化した場合

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添い兼ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、本ローンの詳細、現在の融資利率につきましては窓口にお問い合わせください。